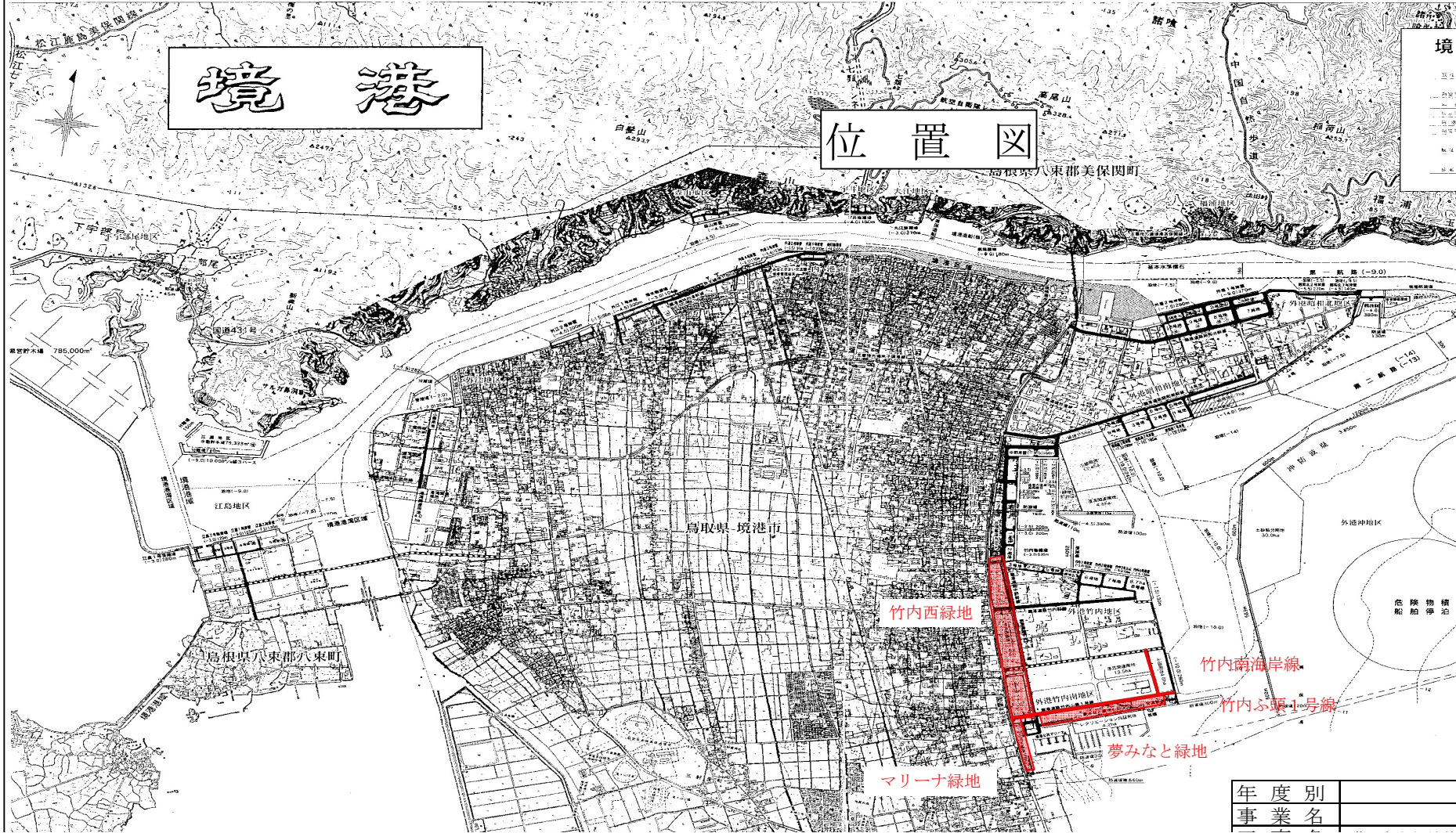


契約図書

境界線
道路
河川
鉄道路線
電線
その他

境港

位置図



年度別	
事業名	

夢みなと緑地外維持管理業務委託特記仕様書（R7.3.1 改正）

（適用範囲）

第1条 この特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、夢みなと緑地外植栽樹木（以下「植樹」という。）の維持管理に適用するものとし、植樹の維持管理は本仕様書によるほか、鳥取県土木工事共通仕様書及び鳥取県公共施設緑化マニュアルにより実施するものとする。

（造園技能士の現場常駐）

第2条 受託者は、以下の業務を行う場合は、1級又は2級造園技能士をその業務の現場に常駐させなければならない。

- （1）高木又は中木の植付、支柱取付及び剪定等の樹木管理が含まれる業務
- （2）その他、造園技能士の技術が必要とされる業務

（植樹の維持管理）

第3条 受託者は、植樹の健全で正常な育成を図り、地域の景観を考慮し、また植樹の枯損（病虫害の発生、水不足等による）を生じさせないように常に心がけ、適宜巡回して監督員と協議し適切な管理を行うものとする。

2 受託者は前項の規定を考慮の上、次の事項を適期に効果的に行わなければならない。

[剪定工]

落葉樹	高木剪定	夏期	回・冬期	1	回
	中低木剪定	夏期	回・冬期	1	回
	寄せ植剪定	夏期	回・冬期	1	回
常緑樹	高木剪定	夏期	回・冬期	1	回
	中低木剪定	夏期	回・冬期	1	回
	寄せ植剪定	夏期	回・冬期	1	回

[除草工]

機械除草及び 人力除草	<p>夢みなと緑地（年5回）</p> <p>1回目：4月下旬～5月中旬頃</p> <p>2回目：5月下旬～6月中旬頃</p> <p>3回目：6月下旬～7月中旬頃</p> <p>4回目：7月下旬～8月中旬頃</p> <p>5回目：8月下旬～9月中旬頃</p> <p>6回目：9月下旬～10月中旬頃</p> <p>臨港道路（年2回）</p> <p>1回目：6月下旬～7月下旬頃</p> <p>2回目：9月上旬～10月上旬頃</p> <p>※ただし、気象条件等の影響による草の繁茂状況から当該時期の実施が適切では無いと判断した場合はこの限りではない。</p>
薬剤除草	原則として実施しない（状況により監督員と協議）

[施肥工]

高木施肥	原則として実施しない（状況により監督員と協議）
中低木 寄せ植施肥	原則として実施しない（状況により監督員と協議）

[防除工]

(1) 巡回剪防

- ・ 病虫害の発生時期や習性を知り、発生期前後に徒歩による巡回をする。
- ・ 枝葉の陰になっているものなどあるので、目視を十分行う。
- ・ 病虫害の発生が認められた場合は、捕殺や剪定防除を行うとともに、監督員に速やかに連絡する。

(2) 剪定防除

- ・ 病虫害の発生枝をすべて剪除する。
- ・ 枝葉についている害虫が落下しないように注意深く切り取る。
- ・ 剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。
- ・ 病害の剪除に使用した道具類は必ず消毒する。

(3) 薬剤散布

- ・ 実施が必要と認められる場合は、監督員と協議すること。

[灌水工]

- ・ 実施が必要と認められる場合は、監督員と協議すること。

(除草工の作業着手)

第4条 除草工の実施時期については第3条に記載しているため、当該期間中に実施できるよう体制を整えること。

- 2 作業着手については草の繁茂状況等を監督員自らが確認、又は、受注者からの繁茂状況等の報告を受けた上で着手を判断し指示することとする。

監督員から指示書が発出されたら速やかに作業着手すること。

- 3 作業着手に併せて作業完了期日を指示するため、指示された期間内に確実に作業完了させ、完了後は速やかに監督員へ報告し、完了確認を受けること。

- 4 監督員から指示を受けた後の受託者都合による作業時期の変更は原則認めないこととするが、不測の事態で作業着手できない等の事由が生じた場合には速やかに監督員と協議すること。

(刈草の存置)

第5条 除草工のうち集草・搬出・処分を計上していない箇所については、刈草をその場に存置してマルチングの作用で草の成長を抑制することとしている。

ただし、対象区画の端部等において通路や歩道に草が飛散した場合は、区画内に草を寄せること。

(枯木の処理)

第6条 本業務対象の緑地内及び臨港道路における樹木について、枯損等（特に高木）が発生し、放置しておくことと倒木等の恐れがあると考えられる樹木が確認された場合には、速やかに監督員へ報告し、その処置について協議すること。

- 2 台風等の影響により本業務対象の緑地内及び臨港道路の樹木の倒木が発生し、道路交通等に影響を及ぼした場合、道路交通等の支障とならないように速やかに樹木の伐採等対応すること。
- 3 緑地内で松くい虫による被害木を発見した場合は、鳥取県の「松くい虫被害の予防・駆除方法（URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/100847.htm>）」により適期に対応すること。

（樹木の剪定及び撤去）

第7条 本業務では高木や寄植等の剪定を実施することとしているが、剪定実施においては次の事項に留意した上で作業に着手すること。

- (1) 本業務対象の緑地及び臨港道路の全樹木について数量計上していないため、景観保全及び道路利用者、公園利用者の安全確保のために必要と考えられる実施対象樹木を選定すること。

信号機、出入り口付近、交通島等の視認性を確保するよう十分配慮すること。

対象樹木選定後は必ず監督員へ報告した上で作業着手すること。（報告形式は巡回日誌や口頭等、監督員と意思疎通が図れば良いこととする）

- (2) 寄植剪定実施の際には、次年度以降の枝の伸び代を極力抑えるよう、表面を整える程度ではなく、強めに剪定を実施すること。
- (3) 過度に樹木が植樹してあり、視認性や採光性等の観点において、伐採・撤去した方が良いと考えられる箇所があれば、積極的に監督員と協議を行い、撤去を実施すること。

例) 高木間の距離が近くお互いの生育に影響している箇所
高木の根本に寄植が植樹してある箇所 等

（施工管理）

第8条 施工管理は次のとおり実施するものとする。

工 種	施 工 管 理	施 工 検 査
剪 定	施工箇所毎の施工前、施工中、施工後の写真による管理	
施 肥	施工管理毎の施工中、または施工後の写真による管理（実施する場合のみ）	材料検査（品質、数量） 場合により施工後監督員の空袋検査等による確認
除 草	施工箇所毎の（1,000㎡以上の場合、1,000㎡に1回）施工前、施工中、施工後の写真による管理 薬剤除草は施肥に準ずる（実施する場合のみ）	薬剤除草は施肥に準ずる
灌 水	作業日報、施工中の写真による管理（実施する場合のみ）	
防 除	施工箇所毎に防除作業状況を写真により管理（実施する場合のみ）	施肥に準ずる
支柱補修	施工箇所毎に施工前、施工中、施工後の写真による管理（実施する場合のみ）	

補植	同上	樹木の材料検査
移植	同上	
芝刈	施工箇所毎の（2,000 m ² 以上の場合は、2,000 m ² に付1回）施工前、施工中、施工後の写真による管理	
履行報告	履行報告書の提出	毎月
巡回	巡回日誌の提出 巡回時の植樹箇所の状況写真提出	巡回日誌による （表6-6）参照

（交通誘導）

第9条 臨港道路においては、現道上の作業となるため、作業中は交通誘導員を配置し、円滑な交通誘導を行うこと。

（草・枝葉の処分）

第10条 草・枝葉の処分については下記の通り見込んでいる。

- ・草 15,000円/t（処分先：環境緑地（株））
- ・枝葉 10,000円/t（処分先：環境緑地（株））

（その他）

第11条 本仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は監督員と協議を行うものとする。

○委託業務費積算について
本委託業務費算出においては、下記の諸経費を利用している。

共通仮設費・・・ 9.55%
現場管理費・・・ 20.03%
一般管理費・・・ 16.44%

※令和3年2月10日 鳥取県県土整備部道路企画課長（第202000286003号）より

巡 回 日 誌																										
植 樹 維 持 工 事			巡 回 時 間																							
年 月 日	曜 日	天 候																								
年 月 日			8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
植 樹 巡 回 内 容																										
巡 回 区 間	病 虫 害 の 有 無	灌 水 の 要 否	そ の 他 専 門 的 点 検 内 容									処 理 並 に 指 示 事 項														
記 事 欄												担 当 者	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者												